

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る 調査（令和2年度調査）の実施内容について（案）

1. 目的

「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題を踏まえて、平成30年度の介護報酬改定の効果検証や、審議報告において検討が必要とされた事項等に関する調査研究を行うための資料を得ることを目的とする。

2. 調査項目

以下に掲げる5項目について、令和2年度に調査を実施する。

- (1) 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業（別紙1）
- (2) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業（別紙2）
- (3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業（別紙3）
- (4) 医療提供を目的とした介護保険施設等のサービス提供実態及び介護医療院等への移行に関する調査研究事業（別紙4）
- (5) 認知症対応型共同生活介護等における平成30年度報酬改定の影響に関する調査研究事業（別紙5）

※ 別紙1～5は現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。

介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

1. 調査目的

持続可能な介護保険制度の実現に向け、より効果的・効率的な介護保険サービスの提供について検討を進める必要がある。そのため、介護サービスの質の評価を行うことが求められている。厚生労働省では、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、分析に必要なデータを新たに収集するデータベース（CHASE）を2019年度に構築し、2020年度からの運用を開始する。

本事業では、CHASE等により収集されたデータを分析し、事業所・施設に対してフィードバックを実施し、その効果が介護サービスの質の向上に資するかを検証する。

加えて、既存の加算について、算定要件を精査し、加算の効果として利用者の状態の維持・改善等を、客観的なアウトカム指標により評価が可能であるか等を網羅的に検証する。

2. 調査客体

【CHASEについて】

- ・ CHASEに参加が見込まれる介護事業者（約3000事業者）。

3. 主な調査項目

【CHASEについて】

- ・ CHASE等により収集されたデータを分析し、適切なフィードバック票を作成して事業所・施設にフィードバックを実施した上で、介護サービスの内容にどのような影響・効果があったかを調査する。

【既存の加算について】

- ・ 介護関連DB（介護保険総合データベース、VISIT、CHASE）に収集されているデータを活用し、栄養管理、口腔機能維持、排泄支援等の既存の加算が、アウトカムに基づく加算に移行することが可能であるかについて検証を行う。
 - ① 各種加算は、本来、どのような利用者に対し、どのような効果を得ることを期待するものか。当該利用者の所在や効果はどのような状況となっているか。
 - ② 加算の効果を適切に評価可能な信頼性・妥当性が担保されたアウトカム指標が存在するか。
 - ③ アウトカム評価に必要なデータを、CHASE等を用いて介護事業所から収集することが可能であるか。
 - ④ アウトカム評価の導入により、介入を行う対象を適切に設定し、介入の効果を通じて、介護サービスの質の向上につながるか。 等

福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

1. 調査目的

- 福祉用具については、平成 30 年 10 月から、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定が行われている。
- あわせて、平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告では、全国平均貸与価格や貸与価格の上限は、平成 31 年度以降も、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行う等の内容が盛り込まれたとともに、これらは、「施行後の実態も踏まえつつ、実施していく」旨が明記されたところである。
- これらの見直し内容が、平成 30 年 10 月以降の福祉用具貸与価格や福祉用具貸与事業所の経営状況、提供されるサービス等に対してどのような影響を与えたかを調査することを目的とする。

2. 調査客体

○ 福祉用具貸与事業所

- ・ 事業所調査：悉皆（客体数 6,000 程度）
- ・ 利用者調査：無作為抽出（客体数 30,000 程度）

※ このほか、介護保険総合データベース等も活用し、貸与価格の変化等を把握する。

3. 主な調査項目

- 事業所の基本情報、貸与価格の上限設定への対応状況、経営及びサービス提供に与える影響
- 利用者の基本情報、福祉用具貸与商品・サービス内容の変化 等

訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

1. 調査目的

- 平成30年度介護報酬改定では、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現や人材の有効活用、介護サービス適正化の観点から、自立生活支援のための見守りの援助の明確化、同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し、生活援助利用回数の多い者への対応、サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化、生活援助中心型の担い手の拡大等の各種見直しが行われたところである。

これらの見直しによりサービス提供の実態にどのような影響を与えたかを調査し、改定の検証を行うとともに、次期介護報酬改定に向けた検討に資する基礎資料を得るための調査を行う。

2. 調査客体

- 訪問介護事業所（客体数 13,000 程度／約 33,000 事業所）
 - 居宅介護支援事業所（客体数 10,000 程度／約 40,000 事業所）
- ※ 居宅介護支援事業所については、生活援助利用回数の多いケアプランの届出状況等について調査を行う

3. 主な調査項目

- 事業所の基本情報
- サービス提供状況、事業所収支状況
- 自立生活支援のための見守りの援助（身体介護）の提供状況
- 同一建物減算の適用状況
- 生活援助利用回数の多いケアプランの届出・見直し件数、見直し後のサービス提供の実態
- サービス提供責任者の保有資格、業務の実態
- 生活援助従事者研修修了者の配置状況
- 特定事業所加算の算定状況や課題
- ICTの利活用と人材の有効活用

等

医療提供を目的とした介護保険施設等のサービス提供実態及び介護医療院等への移行に関する調査研究事業

1. 調査目的

平成30年度介護報酬改定においては、新たに創設された介護医療院の報酬設定を行うとともに、介護老人保健施設については在宅復帰・在宅療養支援の機能を更に推進する観点から報酬体系の見直しを行ったところである。

また、介護医療院については、サービス提供の実態や介護療養型医療施設、医療療養病床からの移行状況を把握した上で、円滑な移行の促進と介護保険財政に与える影響の両面から、どのような対応を図ることが適当なのかを検討すべきとされているところである。

本事業では、介護医療院について、平成30年度及び令和元年度調査の結果も踏まえサービス提供の実態調査等を行うとともに、介護療養型医療施設、医療療養病床及び介護療養型老人保健施設の移行予定や移行に関する課題について調査を行う。また、介護老人保健施設について、報酬体系の見直しがサービス提供にどのような影響を与えたかを調査し、平成30年度介護報酬改定の効果検証及び次期介護報酬改定に向けた課題整理等を行う。

2. 調査客体

【介護医療院に関する調査】

- 介護医療院 悉皆（客対数 248 施設（令和元年9月末時点））
- 介護療養型医療施設 悉皆（客対数 870 施設程度）
- 介護療養型老人保健施設 悉皆（客対数 160 施設程度）
- 医療療養病床 無作為抽出（客対数 1,000 施設／約 3,570 施設）

【介護老人保健施設調査】

- 介護老人保健施設 無作為抽出（客対数 2,000 施設／約 4,280 施設）

3. 主な調査項目

【共通】

- 施設の基本情報、施設サービスの実施状況
- 施設の各種サービス費・加算等の算定状況
- 利用者の医療ニーズ、実施されたサービス状況
- 利用者の算定した各種サービス費・加算等の状況（医療保険を含む） 等

【介護医療院に関する調査】

- サービス提供の詳細（内容、時間等）（利用者票、職種票）
- 施設の移行予定及び移行に関する課題 等

認知症対応型共同生活介護等における平成30年度報酬改定の影響に関する 調査研究事業

1. 調査目的

平成30年度介護報酬改定においては、以下のような見直しを行った。

- 認知症対応型共同生活介護において、
 - ・ 入居者の状態に応じた医療ニーズへの対応ができるよう、現行の医療連携体制加算は維持した上で、協力医療機関との連携を確保しつつ、手厚い看護体制の事業所を評価するための区分を創設。
 - ・ 認知症の人は入退院による環境の変化が、認知症の症状の悪化や行動・心理症状の出現につながりやすいため、入居者の早期退院や退院後の安定した生活に向けた取組を評価。
 - ・ 認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認めた場合などの一定の条件下において、定員を超えて受け入れを認めた。
- 共用型認知症対応型通所介護において、
 - ・ 共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直した。
- 認知症専門ケア加算等の認知症関連加算が設けられていなかったサービスにおいて、それらの加算を設けた。

これらの改定により、認知症の方への介護サービスの提供等にどのような影響を与えたか調査するとともに、次期制度改正に向け、さらなるサービスの向上のための効果・課題等の把握を行うこととする。

2. 調査客体（総客体数：約18,600事業所）

- 認知症対応型共同生活介護事業所（客体数7,000程度／約14,000事業所）
 - 地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）（客体数悉皆2,100事業所）
 - 短期入所生活介護事業所（客体数2,700程度／約10,000事業所）
 - 短期入所療養介護事業所（客体数1,900程度／約4,000事業所）
 - 特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む）（客体数2,200程度／約5,500事業所）
 - 小規模多機能型居宅介護事業所（客体数2,200程度／約5,500事業所）
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所（客体数悉皆500事業所）
- ※ これ以外に「認知症専門ケア加算」については、取得事業所に対して悉皆で調査する。
- ※ 客体数は、標準誤差、予算等を勘案し算定

3. 主な調査項目

○ 共通事項

利用者、家族の回答による利用者の状況

○ 認知症対応型共同生活介護

- ・ 事業所の基本情報
- ・ 医療連携体制加算、初期加算の取得状況、入院時の費用の算定状況、緊急時の短期利用の受け入れ状況とその効果・課題
- ・ 認知症専門ケア加算の取得状況、その効果と課題
- ・ 認知症カフェや認知症の人やその家族への相談支援の実施状況、その課題と効果

○ 地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）

事業所の基本情報、共用型認知症対応型通所介護の実施状況、利用者の受け入れ状況、改定による影響と効果・課題

○ その他のサービス

事業所の基本情報、認知症専門ケア加算等の認知症関連加算等の取得状況とその効果・課題